

内閣参質二一六第三六号

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員石垣のりこ君提出公職の候補者が他の候補者の選挙運動を行うことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出公職の候補者が他の候補者の選挙運動を行うことに関する質問に対する

答弁書

一について

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）上の選挙運動に係る規制については、従来から各選挙管理委員会において周知が行われているところであり、総務省においてお尋ねのような周知は行っておらず、また、今後も行う予定はない。

二について

公職選挙法上の選挙運動に係る規制については、従来から各選挙管理委員会において周知が行われているところであり、総務省のホームページに御指摘の「前記答弁の内容を記載する必要」や各選挙管理委員会のホームページに「同様の記載をするよう促す必要」があるとは考えていないが、今後とも、各選挙管理委員会等と連携を図りながら、当該規制について、国民や公職の候補者等に分かりやすく伝わるよう、その周知に努めてまいりたい。

三について

お尋ねについては、仮定の質問であり、また、各選挙管理委員会において個別の事情に応じて判断されるものであるため、一概にお答えすることは困難ではあるが、選挙運動は公職選挙法に定められた範囲内で行われるべきものであることから、今後とも、各選挙管理委員会等と連携を図りながら、選挙運動に係る規制について、国民や公職の候補者等に分かりやすく伝わるよう、その周知に努めてまいりたい。